○中国地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長門市三隅中字大畠一六一三番一地先官有無番地から萩市大字土原字土原一八四番二まで	前	B 七・五〇～一三・五〇（メートル）	一九・五二六（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一〇・五〇～三一八・〇〇	一四・九八九	
		B 七・五〇～一三・五〇	一九・五二六	
		一〇・五〇～三一八・〇〇	一四・九八九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	萩市大字下田万字仏ケ迫五〇二番一から同市大字下田万字堤一二七四番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月十日

○中国地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
萩市大字下田万字仏ケ迫五〇二番一から同市大字下田万字堤一二七四番一まで	前	一一・〇〇～一七・〇〇（メートル）	〇・〇二三（キロメートル）
	後	一二・五〇～一七・〇〇	〇・〇二三

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
萩市大字下田万字仏ケ迫五〇二番一から同市大字下田万字堤一二七四番一まで	前	一一・〇〇～一七・〇〇（メートル）	〇・〇二三（キロメートル）
	後	一二・五〇～一七・〇〇	〇・〇二三

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
萩市大字下田万字仏ケ迫五〇二番一から同市大字下田万字堤一二七四番一まで	前	一一・〇〇～一七・〇〇（メートル）	〇・〇二三（キロメートル）
	後	一二・五〇～一七・〇〇	〇・〇二三

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
萩市大字下田万字仏ケ迫五〇二番一から同市大字下田万字堤一二七四番一まで	前	一一・〇〇～一七・〇〇（メートル）	〇・〇二三（キロメートル）
	後	一二・五〇～一七・〇〇	〇・〇二三

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	萩市大字下田万字仏ケ迫五〇二番一から同市大字下田万字堤一二七四番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月十日

○九州地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北九州市八幡西区東曲里町二〇番一地内	前	二五・〇〇～二五・〇〇（メートル）	〇・〇七六（キロメートル）
	後	二五・〇〇～二七・三四	〇・〇七六

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
北九州市八幡西区東曲里町二〇番一地内	北九州市八幡西区東曲里町二〇番一地内	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年九月十日

○九州地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡県築上郡築上町大字石堂三八一番一から同町大字石堂三七八番まで	前	九・五〇～一三・三〇（メートル）	〇・〇五四（キロメートル）
	後	一一・二〇～一四・七〇	〇・〇五四

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　九州地方整備局長　金尾　健司